

No.	該当頁		該当する箇所の		調達仕様書(案)の記載内容 (概要でも構いません)	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	意見等の種類	採用可否	回答案
	該当物	ページ	章	項番						
1	調達仕様書 本文	2	2	3	(6) 作業実施における制約条件・前提条件 本調達の実施に伴い、受託事業者が現行事業者に作業依頼を行う際に費用負担が生じる場合は原則機構が負担することとするが、費用の妥当性・透明性を検証するため、受託事業者は機構の求めにより別途見積を提示すること。	見積を提示することにより、場合によっては現行事業者ではなく受託事業者での対応を求めることはございますでしょうか。	作業範囲の明確化のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。
2	調達仕様書 本文	2	3	1	1. 基本要件 構築する情報系ネットワークは現行の環境情報と最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠するよう適切な設計・設定を行うこと。 設計・構築作業においては関連事業者と連携し、現行サーバの環境情報や設計書などから新環境へ設定情報を引き継ぎ、新環境に引き継げない情報や新たに設計・構築が必要な場合は、受託事業者が行うこと。また、情報系ネットワークと密接に連携するインターネットシステムも同時期に更改を予定しているため、インターネットシステムと連携するような設定はインターネットシステム受託事業者と連携し、受託事業者が設計・構築を行うこと。 なお、セキュリティに関わるため事前に開示することができない情報については、受託後に提示することとする	事前に開示することができない情報は、セキュリティに関わる全般的な設計・設定などの情報ということで認識に相違ないでしょうか。	作業内容の明確化のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。
3	調達仕様書 本文	3	2	3	(ウ) 受託事業者は、情報系ネットワークのインターフェースや基盤等に影響を与える関連事業者の進捗状況を把握すること。特にインターネットシステムについては情報系ネットワークと密接に連携をとるシステムで同時期に更改が進むこととなるため、進捗状況を的確に把握するとともに適切な対応を行うこと。総合テストについては、インターネットシステムと連携してテストを実施する項目がいくつかあるため、インターネットシステム受託事業者や機構と協議の上実施すること。また、これらの関連事業者や機構と協議し、必要となる調整作業を主体的に実施すること。	本調達の構築やテスト等がインターネットシステムなどの関連システムへ影響を与えた場合、本受託事業者が費用を含めた責任を負い、対処するという認識で相違ないでしょうか。	責任範囲の明確化のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。
4	調達仕様書 本文	4	3	3	(2) 機構サーバ室の設置条件 ② 機構サーバ室に設置する機器については、エレベータや搬入経路の天井高を事前に現地調査を行い、搬入・設置可能かどうかを確認すること。 ③ 機器を搬入する場合、貨物用エレベータを利用すること。 ④ 電源条件 ア 機構サーバ室に設置するハードウェアについて、100V 電源、200V 電源で稼動すること。 それぞれ 2 系統準備するのでこの範囲で冗長性を確保した構成にすること。 イ 機構サーバ室に設置する機器の電源は、受託事業者が用意する UPS から供給すること。機器の接続に必要な OA タップやケーブルについては必要な数を受託事業者が用意すること。 ⑤ 空調条件 機器の設置温度条件として、以下の環境で動作を保証すること。空調は 24 時間稼動である。 【機構サーバ室の空調条件】周囲温度:5 - 35°C 相対湿度:8 - 80% ⑥ その他 ア サーバ機器類は下記の既設ラックの空きスペースに設置すること。詳細な設置情報等は現地調査を実施し確認すること。	機器選定において重要となりますので事前の現地調査は公示期間中に実施が必要な認識で相違ないでしょうか。	機器選定に係る確認のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。
5	調達仕様書 本文	9	6	3	表6-1 項番4 ファイアウォールのログを取得し、分析を行うこと。操作履歴としてファイアウォールの操作ログを取得し、調査を行うこと。	ファイアウォールのログ分析や調査と記載がありますが、別紙9 ハードウェア構成図にてファイアウォールログ管理装置は調達対象外のため、分析や調査については、インターネットシステム受託事業者側の役割という認識で相違ないでしょうか。 認識の通りであれば当該記載の削除をお願いいたします。	作業内容の明確化のため	ご意見等	採用	ご指摘のとおりです。 誤記載となりますので、当該記載を削除いたします。
6	調達仕様書 本文	19	9	2	(5) ログ運用 ④ ファイアウォールログについては、インターネット関連システム等の受託事業者よりログの解析結果を提供してもらった上で、その結果を本調達の受託事業者が機構に報告すること。	ファイアウォールのログ分析や調査と記載がありますが、別紙9 ハードウェア構成図にてファイアウォールログ管理装置は調達対象外のため、分析や調査については、インターネットシステム受託事業者側の役割という認識で相違ないでしょうか。 認識の通りであれば当該記載の削除をお願いいたします。	作業内容の明確化のため	ご意見等	採用	ご指摘のとおりです。 誤記載となりますので、当該記載を削除いたします。
7	調達仕様書 本文	11	6	3	項番10 未知の脅威対策 脅威を検知した際は脅威度に応じて分析レポートを作成する。この分析レポートの中には想定される原因や影響範囲、攻撃フェーズがどこまで進行しているのか、推奨される対応策が記載される。 分析レポートの作成と並行して該当の不審な通信を自動的に遮断する。	未知の脅威を検知した際に動作する自動遮断が発生した際に随時ご報告し、それ以外は1回/月程度の定期的なご報告(脅威検出の有無を報告)の認識で相違ないでしょうか。	作業内容の明確化のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。

「情報系センタハードウェア構築及び保守業務」調達仕様書(案)に対するご意見または修正案について

No.	該当頁		該当する箇所の		調達仕様書(案)の記載内容 (概要でも構いません)	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	意見等の種類	採用可否	回答案
	該当物	ページ	章	項番						
8	調達仕様書 本文	14	7	2	(2)テスト環境①受託事業者が用意する作業場所 単体テスト・総合テストの一部の実施が対象となる。機構サーバ室に導入機器を置くスペースがなく、手狭なため、受託事業者が用意する作業場所が必要となる。以下に用意する作業場所の要件を示す。 ア キットアップ作業場所において 24 時間 365 日監視されていること、もしくはキットアップ作業場所での入退管理がなされていること イ キットアップ作業場所において監視カメラにて記録が取れていること	構築及びテスト作業を実施するにあたり、作業効率化及び費用削減を目的として、貴機構の建屋内にて作業させていただくことは可能でしょうか。 ※貴機構内の建屋であれば、作業場所の要件は満たされると考えています 作業スペースとしては、6名程度が作業可能であれば問題ないと想定しています。 また、設備見学にて、構築期間中に導入機器を設置するスペースがあることを確認できた場合は、機構サーバ室に設置させていただくことは可能でしょうか。 上記問題なければ、作業スペース及び什器の準備を貴機構にて実施していただき、その他、構築・テスト作業に必要なネットワーク設定や配線の敷設等は受託事業者にて実施で認識相違ないでしょうか。	作業場所確認のため	ご質問	—	機構内にて作業場所を提供することは可能です。 なお、ご認識のとおり、構築、テスト等に必要なNW設定、配線敷設等は本調達受託事業者にて実施していただきます。
9	調達仕様書 本文	29	11	6	6. 作業場所 構築作業場所については、本番移行作業以外、原則として受託事業者が用意する作業場所で行うこととする。作業場所については、以下の要件に従うこと。 (1) 作業場所については、事前に機構と協議し、必要に応じて機構による確認を実施した上で、機構の許可を得た場所のみで作業を実施すること。その他、「第6章 情報セキュリティ要件」に定めた規定に従うこと。 (2) 受託事業者が用意する作業場所において、必要な環境(テストデータ等を管理する資産管理サーバ、テストツール等の設置場所、LAN 等ネットワーク、電源ユニット、空調、機密情報漏えい防止のための間仕切り、入退室管理機器等)は、受託事業者が用意すること。	構築及びテスト作業を実施するにあたり、作業効率化及び費用削減を目的として、貴機構の建屋内にて作業させていただくことは可能でしょうか。 ※貴機構内の建屋であれば、作業場所の要件は満たされると考えています 作業スペースとしては、6名程度が作業可能であれば問題ないと想定しています。 また、設備見学にて、構築期間中に導入機器を設置するスペースがあることを確認できた場合は、機構サーバ室に設置させていただくことは可能でしょうか。 上記問題なければ、作業スペース及び什器の準備を貴機構にて実施していただき、その他、構築・テスト作業に必要なネットワーク設定や配線の敷設等は受託事業者にて実施で認識相違ないでしょうか。	作業場所確認のため	ご質問	—	No.8の回答をご参照ください。
10	調達仕様書 本文	2	5		5.調達スケジュール 稼働開始2026年8月1日～(土)	本番稼働日は平日ではなく休日の認識で相違ないでしょうか。 本番稼働日が平日の場合は8月3日(月)へ修正いただけますでしょうか。	スケジュールの確認のため	ご意見等	採用	ご認識のとおりです。 当該記載を2026年8月3日(月)へ修正いたします。
11	調達仕様書 本文	16	8	2	(2) 機構職員(システム管理部、総務部)、運用事業者への引き継ぎ要件 コ 上記業務の主たる引き継ぎは、2031 年 7 月 18 日(金)までに完了し、2031 年 7 月 22 日(火)の本番稼働に影響がないようにすること サ 引き継ぎ完了日から本番稼働日(2031 年 7 月 22 日(火))までは、運用マニュアル引き継ぎ支援期間と位置づけしており、次期運用管理業務フローを実際の運用管理業務で利用しつつ、必要に応じて調整することを想定している。受託事業者は関連事業者への対応支援も含めて運用業務引き継ぎに対応する体制を保持すること。また、次期情報系ネットワーク保守期間中に現行運用事業者の満了を迎えるため、次期運用事業者にも運用引き継ぎを行うことを考慮すること	本番稼働日は「5. 調達スケジュール」のとおり2026年8月1日(土)※の認識で相違ないでしょうか。 認識の通りであれば、当該記載をご修正いただけますでしょうか。 ※本番稼働日が平日の場合は2026年8月3日(月)	スケジュールの確認のため	ご意見等	採用	ご認識のとおりです。 下記下線のとおり修正いたします。 コ 上記業務の主たる引き継ぎは、2026 年7月31日(金)までに完了し、2026年8月3日(月)の本番稼働に影響がないようにすること サ 引き継ぎ完了日から本番稼働日(2026年8月3日(月))までは……
12	調達仕様書 本文	29	11	5	(2) 機器導入作業スケジュール ② システム移行 〔概要〕調達における総合テスト実施後、機構サーバ室、マシン室、業務エリアに情報系ネットワーク機器及び回線を導入し、2031 年 7 月 22 日(火)の情報系ネットワークの本番稼働に備える。	本番稼働日は「5. 調達スケジュール」のとおり2026年8月1日(土)※の認識で相違ないでしょうか。 認識の通りであれば、当該記載をご修正いただけますでしょうか。 ※本番稼働日が平日の場合は2026年8月3日(月)	スケジュールの確認のため	ご意見等	採用	ご認識のとおりです。 当該記載を2026年8月3日(月)へ修正いたします。
13	調達仕様書 本文	18	9	2	(4)バックアップリストア運用 表 9-4 バックアップ・リストア要件 項番3 稼働監視端末:CD または DVD 媒体へ取得し、保管とする	稼働監視端末のバックアップソフトウェアが調達区分に存在しないため、バックアップとリストアについては不要となる認識で相違ないでしょうか。 なお、稼働監視端末が故障した場合は予備機から手動で復旧させる認識です。	バックアップ、リストア要件の確認のため	ご質問	—	ご指摘のとおりです。 誤記載となりますので、当該記載を削除いたします。 また、同表項番5の稼働監視端末の記載について下記のとおり修正いたします。 ※稼働監視端末について故障時は手動でリストアさせる
14	調達仕様書 本文	18	9	2	(3)項番5 入力データに対するコンピュータウイルス対策機能は、各にウイルス対策ツールを導入し、リアルタイムウイルス検知機能にてウイルス対策を可能とする仕組みを構築すること。	赤太字部分が誤字だと思われるので、ご確認ください。	記載誤りと想定されるため	ご質問	—	ご指摘のとおり誤字となります。 当該記載を下記のとおり修正いたします。 (3)項番5 入力データに対するコンピュータウイルス対策機能は、各サーバにウイルス対策ツールを導入し……
15	調達仕様書 本文	19	9	2	(5) ログ運用 ④ 受託事業者は、ログの内容を解析し、月次でレポートを作成し機構に提出すること。ファイアウォールログについては、インターネット関連システム等の受託事業者よりログの解析結果を提供してもらった上で、その結果を本調達の受託事業者が機構に報告すること。	ファイアウォールログについての解析結果の報告は不要となる認識で相違ないでしょうか。 認識の通りであれば当該記載の削除をお願いいたします。	作業内容の明確化のため	ご意見等	採用	ご認識のとおりです。 ファイアウォールログについては、ファイアウォールログ管理装置が調達範囲外となるため、ログの解析結果報告は不要となります。当該記載を削除いたします。

「情報系センタハードウェア構築及び保守業務」調達仕様書(案)に対するご意見または修正案について

No.	該当頁		該当する箇所の		調達仕様書(案)の記載内容 (概要でも構いません)	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	意見等の種類	採用可否	回答案
	該当物	ページ	章	項番						
16	調達仕様書本文	21	10	2	(2) 保守時間 導入するハードウェア及びソフトウェアは、製造元・販売会社のサポートを最低限、平日8:00～19:00に行えるものであること。	左記の時間外に障害等が発生した場合、機器交換等は翌営業日以降での対応となる認識で相違ないでしょうか。	作業内容の明確化のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。
17	調達仕様書本文	22	10	4	(1) 基本的な保守作業 導入する製品のライセンス数やバージョン情報等のシステム構成情報を管理し、新規導入、変更、追加、削除等のタイミングで適宜、情報を更新し、変更履歴を管理を運用事業者にて実施するため、それらに係る設計をすること。	赤太字部分が誤字だと思われるので、ご確認ください。	記載誤りと想定されるため	ご意見等	採用	ご指摘のとおり誤字となります。当該記載を削除いたします。
18	調達仕様書本文	23	10	4	(2) セキュリティ機能及びセキュリティ関連ファイルの適用業務 受託事業者は主体的にセキュリティ機能が正常に動作していることを確認し、シグネチャ・更新プログラム・ウィルス定義ファイルのマネージャサーバへの適用状況を確認すること。	ファイアウォールはハードウェア要件に記載がないためシグネチャの適用状況の確認は不要である認識です。認識の通りであればシグネチャの適用状況については削除をお願いいたします。	作業範囲の明確化のため	ご意見等	採用	ご認識のとおりです。当該記載の「シグネチャ」を削除いたします。
19	調達仕様書本文	23	10	4	(2) セキュリティ機能及びセキュリティ関連ファイルの適用業務 業務系ネットワークにおいてもセキュリティを確保する必要があるため、業務系ネットワーク用のシグネチャ・パッチ・ウィルス定義ファイルの提供を行うこと。	ファイアウォールはハードウェア要件に記載がないためシグネチャの提供は不要である認識です。認識の通りであればシグネチャの提供については削除をお願いいたします。	作業範囲の明確化のため	ご意見等	採用	No.18の回答をご参照ください。
20	調達仕様書本文	24	10	4	(2)表10-2 項番1 Windows更新プログラム 以下のOSに対応する必要な更新プログラムすべてを提供すること。 ・Windows11 Pro ・Windows Server 2016 ・Windows Server 2022	項番1のWindows更新プログラムについては、Windows Server2019が含まれておりませんが、不要という認識に相違ないでしょうか。また、保守期間中に新しいOSを提供することとなった場合は貴機構と調整させていただき認識で相違ないでしょうか。	作業範囲の明確化のため	ご質問	—	ご指摘について、記載漏れとなります。・Windows Server 2019を追記いたします。なお、保守期間中に新しいOSが提供された場合は、機構と調整のうえご対応いただく想定です。
21	調達仕様書本文	28	11	4	(4) 関連事業者	直前に(4)CIO 補佐官 がありますので、附番は(5)になる認識です。ご確認ください。	記載誤りと想定されるため	ご意見等	採用	ご指摘のとおり修正いたします。
22	調達仕様書本文	28	11	3	(2) 主要担当者 プロジェクトメンバー全員の所属、保有資格、実績、国籍等の情報を提出すること。プロジェクトメンバーに変更があった場合は、速やかに再提出すること。	プロジェクトメンバー全員というのは、主要メンバーについては全員という認識で相違ないでしょうか。	提出範囲の確認のため	ご質問	—	主要メンバーのみではなく、設計・開発等含め本業務に従事する要員全員を指します。
23	調達仕様書本文	30	11	8	(2) 機器セットアップ 受託事業者は、機構が提供する各種設計書をもとに環境設計を実施すること。また、本調達において納品するハードウェアの設定、ソフトウェアのインストール及び設定、ネットワークの設定を行うこと。 ① 環境構築手順書の作成について 導入するハードウェア及びソフトウェアに関する環境構築手順書を作成すること。作成にあたっては、関連事業者と協議を行い、記載項目並びに書式に関する調整を実施すること。 ② 環境構築手順書の納品について 環境構築手順書の修正を行う場合は履歴管理し、最終版を納品すること。	機器セットアップ作業、テスト作業等において、情報系端末を複数台借用させていただくことは可能でしょうか。	借用させていただきたいため	ご質問	—	可能です。
24	調達仕様書本文	21	10	1	1 前提 (3) SLA の締結納品したハードウェア及びソフトウェアの保守については、受託事業者と機構との間で SLA を締結する。	SLAについては受注後速やかに締結する認識で相違ないでしょうか。また、サービスレベルの評価項目は「表 5-1 サービスに関する信頼性要件」に列挙いただいている項目以外にない認識で相違ないでしょうか。	作業内容の明確化のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。
25	調達仕様書本文	22	10	2	(5) セキュリティインシデント対応(駆けつけ対応) システム稼働時間内にサイバー攻撃に伴うセキュリティインシデントを検知した場合、受託事業者は速やかに機構へ報告を行い、指示を仰ぐこと。機構から要請を受けた場合は、2～3時間以内に要員を派遣し、対応すること。機構からセキュリティインシデント発生連絡を受けた場合も同様である。	システム稼働時間内とは、貴機構営業日の7:00～22:00との認識でよろしいでしょうか。また、「2～3時間以内に要員を派遣し、対応すること」とは、貴機構の要請を受けてから、2～3時間以内に現地に到着し対応を開始するとの認識で相違ないでしょうか。また、発生の契機は運用事業者による監視によって検知し、された場合との認識で相違ないでしょうか。	作業内容の明確化のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。
26	調達仕様書本文	32	12	2	(4) 再委託先の情報開示	再委託の会社については財務諸表等で承認判断いただける認識です。再委託先の会社の承認いただいた場合であっても、作業者の国籍による参画の拒否等はございますでしょうか。また、国籍による作業の制限はございますでしょうか。	作業要員の確認のため	ご質問	—	国籍による参画の拒否、作業の制限はございません。
27	調達仕様書本文	30	7	2	(5) 本調達仕様書に明示していない事項で、導入時において発生した必要な作業については、機構の指示に基づき、実施すること。	受託事業者と貴機構の間で工数等の調整をさせていただいたうえでの実施と考えていますが、認識に相違ないでしょうか。	見積前提の確認のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。

「情報系センタハードウェア構築及び保守業務」調達仕様書(案)に対するご意見または修正案について

No.	該当頁		該当する箇所の		調達仕様書(案)の記載内容 (概要でも構いません)	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	意見等の種類	採用可否	回答案
	該当物	ページ	章	項番						
28	調達仕様書本文	3	3	1	基本設計、詳細設計及び運用マニュアル等のドキュメントの作成においては、情報系ネットワークならびに業務系共通基盤の設計書を参考にし、記載レベルを合わせること。	基本設計、詳細設計及び運用マニュアル以外の納品物全般において現行と同等のフォーマットや粒度での記載が必要となる認識で相違ないでしょうか。 また、新規構成成分の記載についても同等の内容で認識に相違ないでしょうか。	作業内容の明確化のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。
29	別紙2 調達区分	1	-	1、2	(任意)※	左記の記載がありますが、※が存在しないように見受けられます。任意の物はないという認識で相違ないでしょうか。	記載誤りと想定されるため	ご質問	—	ご指摘について、機構にとり導入することが有益と考えられるハードウェア・ソフトウェアがあれば適宜調達していただきたいため、(任意)※として欄を設けましたが、認識齟齬を避けるために削除いたします。任意の機器を提案していただくことは可能です。
30	別紙5 導入機器の機能要件	-	-	-	-	仮想基盤サーバに関する記載がありませんでした。仮想基盤サーバの機能要件を記載頂けないでしょうか。	機能要件の明確化のため	ご質問	—	ご指摘のとおり、仮想基盤サーバに関する要件を下記のとおり追記いたします。 仮想基盤サーバ ・各サーバのシステムバックアップをLTOへ保管する機能を有すること。 ・ログ管理サーバ兼ソフトウェア配布サーバ上に保管しているログをLTOへバックアップする機能を有すること。 ・ドメイン認証サーバ、ログ管理兼ソフトウェア配布サーバを仮想化する機能を有すること。 ・仮想化を行うにあたり必要な機能・スペックを整理し設定すること。 また、下記記載について削除いたします。 ログ管理サーバ兼ソフトウェア配布サーバ ・各サーバのシステムバックアップを外部媒体へ保管する機能を有すること
31	別紙2 調達区分 別紙4 ハードウェア要件 別紙8 信頼性・拡張性一覧	-	-	-	ファイアウォールログ管理装置	「ファイアウォールログ管理装置」の記載がありますが、別紙9 ハードウェア構成図では調達範囲外となっているため、記載は不要である認識です。認識の通りであれば当該記載の削除をお願いいたします。	調達機器の確認のため	ご意見等	採用	ご指摘のとおり調達範囲外となりますので、当該記載を削除いたします。
32	別紙9 ハードウェア構成図 別紙10 ネットワーク構成図	-	-	-	情報系仮想基盤サーバ	Hyper-Vの記載がありますが、仮想化ソフトウェアは任意という認識で相違ないでしょうか。	構成の確認のため	ご質問	—	ご認識のとおりです。 当該記載について削除いたします。
33	調達仕様書本文	14	7	2.(2)	テスト環境 力 免振または耐震対策をしていること	本内容はキッティング作業場所の建物そのものの対策状態を指しますでしょうか、もしくはキッティング作業場所フロア内での耐震対策等を指しますでしょうか。建物そのものを指す場合、一般的なオフィスビルであれば耐震性能を有していると想定し、要件を満たせると考えてよろしいでしょうか。	高度な環境が要求される場合、専門的な環境を有償契約して別途用意する必要もありますが、キッティング時のみ利用する環境であるとする場合、費用対効果の面からもそのような必要性について確認したいため。	ご質問	—	キッティング作業場所のみでも問題ないと考えますが、機構内で場所を提供することも可能です。 No.8の回答と同様に機構内の場所を使用する場合は構築、テスト等に必要のNW設定、配線敷設等は本調達事業者にて実施していただきます。
34	調達仕様書本文	25	10	4.(6)	定期点検 毎年1回以上の定期点検を行うこと。	「別紙5 5-2 #31 導入する機器について、毎年2回以上の定期点検を行うこと」とも記載もありますが、定期点検の回数は年1回以上、年2回以上のどちらを必要とされますでしょうか。 また、導入する機器において、メーカーが定期点検のメニューを提供していない場合は、当該機器については定期点検の対象外となりますでしょうか。	仕様内容を明確化するため。	ご質問	—	定期点検はメーカー保守由来ではなく、受託事業者が主体的に実施する運用を含め年2回以上が望ましいと考えます。 本紙の記載を下記のとおり修正いたします。 ……毎年2回以上の定期点検を行うこと。
35	調達仕様書本文	26	11	1.(5)	プロジェクト管理 表11-1 プロジェクト管理における作業項目と主な作業内容 No.2 進捗報告 ・作業状況に関する定量的な予実報告(EVMIによる予実管理に加え、設計書等のドキュメント、テスト消化状況、バグ発生・解決件数等も示す)	「作業状況に関する定量的な予実報告(EVMIによる予実管理に加え)」とありますが、当該要件の主旨としては、「定量的な予実報告」であると理解しており、EVMを用いた報告は必須ではないという解釈をしてもよろしかったでしょうか。 (落札業者による作業コストの予実報告まで必須とされるのかどうか。)	仕様内容を明確化するため。	ご質問	—	ご認識のとおりです。
36	別紙4	4-6		(10)	AI型ネットワーク監視装置 ラックマウント型で1Uサイズであること	搭載するラックに空きがある場合は、2U製品のご提案でも問題ないでしょうか。監視装置によるログ取得ですが、ディスク容量が多い方がより多くのログを採取・保管可能となり、設置場所に特段の制限がなければ2U製品まで提案可能ですと性能の高い製品まで提案の幅が広がるためご検討をお願いいたします。	提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	採用	搭載するラックに空きがある場合は、2U以内で収まる製品であれば問題ございません。 当該記載を下記のとおり修正いたします。 ・ラックマウント型で2Uサイズ以内であること
37	別紙5	5-1		#4	既存機器として監査機器が存在するため、必要な要件を整理し設定を行うこと。	調達仕様書本文P.2「第2章 3. 調達内容 (6)①イ」では現行事業者への依頼や調整事項は機構様負担との記載もありますが、別紙5では既存機器の設定を受託業者が行うような記載に見受けられます。当該既存機器の設定は受託業者か既存業者どちらの対応となりますでしょうか。また、監査機器とは何を指しますでしょうか。	仕様内容を明確化するため。	ご質問	—	既存機器の受託事業者への依頼・調整事項等は機構を通したうえで、機器を導入した受託事業者での対応となります。 監査機器の設定ではなく、本調達にて導入する機器に対しての設定のことを指します。 また、監査機器については別紙9及び別紙10を参照いただくことと、本調達時は資料閲覧や設備見学もごさいますので、必要であればお申し込みください。 なお、No.1で回答のとおり、場合によっては現行事業者ではなく、受託事業者での対応をご依頼することがございます。

「情報系センタハードウェア構築及び保守業務」調達仕様書(案)に対するご意見または修正案について

No.	該当頁		該当する箇所の		調達仕様書(案)の記載内容 (概要でも構いません)	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	意見等の種類	採用可否	回答案
	該当物	ページ	章	項番						
38	別紙6	6-4	(4)	5	・暗号化したファイルを復号するためのプログラムを付加して暗号化することで、情報漏えい対策ソフトウェアが導入されていない環境でも、パスワードによりファイルの復号化を行えること	パスワード利用による復号化を可能とする場合、セキュリティ水準の低下を招く恐れがあります。誤送信や再利用のリスクのあるパスワード運用は必須要件でしょうか。 認証サーバや管理サーバによる復号鍵情報がなければ暗号化ファイルを扱えないようする、および暗号化されたファイルは許可された(予め設定された)端末でのみ復号化を可能とする等ではご要件を満たせていないでしょうか。	仕様内容を明確化するため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	本調達における情報系端末の情報漏えい対策ソフトウェアについて、「パスワードによる複合化を行えること」と記載している意図は外部媒体を用いた運用の場合に必須となります。 外部媒体において、情報漏えい対策ソフトウェアを用いてフォーマットした場合、同一のバージョンや設定となるソフトウェアが導入されている端末でのみ複合化が可能になります。このため、現在運用している情報系業務系にデータを移動する際の外部媒体においては同一の情報漏えい対策ソフトウェアのバージョン、設定情報ではないため、パスワードによる複合化が必要となります。 また、情報漏えい対策ソフトウェアは機構職員が使用する情報系端末にも導入することから、外部へのデータ提供の際、相手方の環境に左右されず復号化を可能とするものでなければならぬと考えます。
39	別紙6	6-4	(4)	5	●セキュリティソフトのアンインストール防止 ・クライアントPCに導入するセキュリティソフトは、Windowsの管理者権限を持つだけでは勝手にアンインストールできないこと ・アンインストールはWindowsの管理者権限に加え、以下のいずれかの操作を必要とすること ① セキュリティソフトの管理者が管理するIDとパスワードを入力する ② チャレンジ・レスポンス方式のワンタイムパスワード認証をする	セキュリティソフトのアンインストール防止対策として左記の要件が示されていると理解していますが、例えば次のような機能でセキュリティソフトがアンインストールされた場合でもファイルのセキュリティが担保されていれば同義とみなされますでしょうか。 「セキュリティソフトがアンインストールされても、暗号化されたファイルが解除されることはなく、保護したいファイル自体の漏洩には繋がらないこと」 (アンインストールした端末自体では、一切暗号化ファイルを操作することができない)	仕様内容を明確化するため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	セキュリティソフトのアンインストール自体を禁止事項としたいため、仕様書記載の要件といたします。
40	別紙6	6-1	(1)	8	●構成管理ソフトウェア(エージェント) 構成管理ソフトウェアのエージェントとして動作し、インベントリ情報を収集してマネージャに通知できること	構成管理で想定されている内容をご教示いただけますでしょうか。 想定しているソフトウェアではクライアント端末の資産情報(インベントリ情報)やログ情報を収集し、収集した情報は管理者のコンソール上にて確認可能です。 また、「通知」はどのようなタイミングで何を通知できればよいものでしょうか。想定しているソフトウェアでは資産情報(インベントリ情報)の収集については通知は行われません。	仕様内容を明確化するため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご質問	—	通知について、禁止操作を通知するような機能があり、分単位、または日単位で間隔を設定することが可能でありますが、実運用上は使用していません。 ただし、今後必要となる可能性があるため記載しております。
41	別紙6	6-1	(1)	8	●構成管理ソフトウェア(エージェント) 任意のファイル(exe、dll等)を収集、管理できること	当該要件は必須でしょうか。 想定しているソフトウェアでは任意のファイル自体を収集し、管理する機能は有していません。「アプリケーション一覧」にて端末内に存在するexeファイル名の情報を閲覧することは可能です。 ・ファイルの本体の収集はできません ・端末に存在するファイルの情報収集、管理はできません (exeファイルのみファイル名の収集は可能)	仕様内容を明確化するため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご質問	—	任意のファイル本体を収集、管理する機能は基本的に定常運用で使用することはありません。 なお、OSのバージョンアップに係る作業でライセンスの状態を確認する作業で使用しており、少し特殊な対応をする際に使用することがあります。 また、端末に存在するファイルの情報収集・管理も定常運用では使用していません。 上記のため、実運用上は任意のファイル本体を収集、管理する機能のみを使用しているため、不要な機能ではありますが、今後必要となる可能性があるため記載しております。
42	別紙6	6-2	(1)	9	●構成管理ソフトウェア(マネージャ) ソフトウェア配布を実行する日時を指定したり、条件と一致したクライアントのみへの配布が可能であること	想定しているソフトウェアでは「ソフトウェア配布」にて配布及び実行の日時指定が可能です。 ちなみに、条件を指定したクライアントとは具体的にどのような条件でしょうか。 配布対象は端末、グループを指定可能です。 配布対象について、特定端末を指定することグループ単位でのみ可能となり、条件指定は不可です。	仕様内容を明確化するため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご質問	—	条件を指定したクライアントとは、配布が失敗した場合に失敗している端末をマネージャ上から把握し、その端末に対して再配布を行うことができることを指します。 上記の運用が可能であれば問題ございません。
43	別紙6	6-2	(1)	9	●構成管理ソフトウェア(マネージャ) Windows、UNIXの混在環境でもシームレスな運用ができること	本調達におけるハードウェア要件ではOSはWindowsのみと見受けられますが、UNIXの要件も必須でしょうか。	仕様内容を明確化するため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご質問	—	構成管理としてUNIX系のシステムは現状対象外となっておりますが、今後必要となる可能性があるため記載しております。
44	別紙6	6-2	(1)	9	●構成管理ソフトウェア(マネージャ) 新たに追加されたクライアントPCや移設されたクライアントPCを自動的に検知し、あらかじめ作成しておいたポリシーに従ったグループに自動的に振り分けることができること	左記の自動振り分け機能は必須要件でしょうか。 想定しているソフトウェアでは新規インストール時は「端末機振り分け」機能にて指定したIPアドレスの範囲や指定したコンピュータ名に該当する場合は、特定のグループに振り分けることができます。 移設時には自動振り分けはできないため手動で「今すぐ振り分け」を実行いただくことで条件に従って振り分けを実行可能です。	仕様内容を明確化するため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご質問	—	新規PC等については自動検知が可能でポリシー設定を行うことで自動振り分けも可能です。 実運用としては、新規PCが導入された際などは自動検知され、それを手動で配布用のグループに手動追加しておりますので、手動でも運用上は問題ないと考えております。
45	別紙6	6-2	(1)	9	●構成管理ソフトウェア(マネージャ) センタサーバは、クライアントのIPアドレス及びホスト名の変更を意識することなく管理することができること	クライアントのIPアドレスやホスト名を意識せず管理とは具体的にどのような管理を想定されているかご教示いただけますでしょうか。 想定しているソフトウェアではクライアントのIPアドレス、ホスト名が変更されても管理可能となります。	仕様内容を明確化するため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご質問	—	現行構成管理ソフトウェア(マネージャ)では、機器を識別するためのユニークなID「ホスト識別子」で機器を識別/認識しております。 そのため、IPアドレスやホスト名が変更された場合でも、「ホスト識別子」が変更されなければ、構成管理ソフトウェア(マネージャ)では同一機器として識別/認識されます。 そのため、運用での管理においてはIPアドレスやホスト名が変更された場合でも、構成管理ソフトウェア上でその変更を手動で反映させるようなことが不要で負担軽減される運用を次期も想定しております。

「情報系センタハードウェア構築及び保守業務」調達仕様書(案)に対するご意見または修正案について

No.	該当頁		該当する箇所の		調達仕様書(案)の記載内容 (概要でも構いません)	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	意見等の種類	採用可否	回答案
	該当物	ページ	章	項番						
46	別紙6	6-2	(1)	9	●構成管理ソフトウェア(マネージャ)ソフトウェアライセンス管理が可能であること。また、使用ライセンス数にしきい値を設けしきい値を超えたら管理者にメール通知ができること	左記の管理者へメール通知を行えることは必須要件でしょうか。想定しているソフトウェアでは「アプリケーション一覧」にてアプリケーション毎にライセンス数を登録可能です。実際のインストール数と比較して、超過しているアプリケーションのみ絞り込み表示も可能です。また、「SAM」機能にてライセンスの部材台帳や保有ライセンス台帳と組み合わせたライセンス管理も可能です。ただ、ライセンスのしきい値を超えた際に管理者にメール通知する機能は有しておりません。	仕様内容を明確化するため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご質問	—	メール通知機能については要件から削除いたします。
47	別紙4	4-6		(10) 1	【性能】1秒当たりのログ処理量が3GB以上であること	左記要件は、ログ取り込み(インジェスト)→パース→保存・分析するまでの一連の処理能力を意味すると読み捉えましたが、1秒当たりのログ処理量が1.5GB以上では運用に際し支障はございませんでしょうか。特段の問題とならない場合、1秒当たりのログ処理量が1.5GB以上としていただけないでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	採用	50MB以上であれば運用上問題ないと考えるため、当該記載を50MB以上と修正いたします。
48	別紙4	4-6		(10) 1	【性能】最大ログ保管日数の目安が通信ログで最長6か月以上であること	ログ保存するデータとして、メタデータ(抜粋データのようなもの)の保管、もしくはフルパケット(全量データ)の保管どちらを想定されていますでしょうか。データの完全性を担保するフルパケットを想定される場合、データ量が膨らむことから、6か月以上の保管には相応のディスク容量が必要になります。2U以内で筐体を納めるとした場合、最低1か月以上の保管ではご要望に沿いませんでしょうか。	仕様内容を明確化するため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	フルパケット(全量データ)を想定しており、保管日数については仕様書記載のとおりといたします。
49	別紙4	4-4		(6) 1	【性能】MACアドレステーブルのエントリ数が106,496以上であること	左記の要件は必須でしょうか。当該要件はエントリ数32,000以上程度では実運用に応えられないでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	採用	運用上、32,000程度で特に問題はない認識です。当該記載を32,000以上に修正いたします。
50	別紙4	4-4		(6) 3	【機能】フィルタリング(IPv4/IPv6)をサポートしていること。	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	必須となります。
51	別紙4	4-4		(6) 3	【機能】コンフィグのバックアップ/リストア/ログの保存するためのSDカードを用意すること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。必須ではない場合、可搬メディア(USBやSDカード)などの表現に変更いただくことは可能ですでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	採用	可搬メディア(USBやSDカード)などでも問題ございません。当該記載を下記のとおり修正いたします。 ・コンフィグのバックアップ/リストア/ログの保存するための可搬メディア(USBやSDカード)を用意すること
52	別紙4	4-4		(6) 3	【機能】メインメモリはECC機能を有すること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	必須となります。
53	別紙4	4-4		(6) 3	【機能】Link Aggregation機能において、異なる速度の物理回線をアグリゲートできること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。また、当該特定メーカーにおいても推奨されていない構成仕様のため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	Link Aggregation機能については現行運用上、使用している機能となりますが、現状は同一速度の物理回線をアグリゲートしているため、「異なる」速度ではなくても問題はありません。ただし、今後異なる速度のアグリゲートが保守期間中に必要となった場合には必要となるため、記載しております。異なる速度のアグリゲートが必要となった際に、保守範囲内での対応が可能であれば必須ではありません。
54	別紙4	4-4		(6) 3	【機能】コンソール端末などで再設定することなく、OS、ユーザアカウント、コンフィグのバックアップ/リストアをSDカード挿入、抜去のみで行う機能を有すること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	コンフィグのバックアップ/リストアをSDカードの挿入、抜去のみで行う機能については、現行SDカードを用いた運用は実施していません(稼働監視端末でのバックアップを実施)が、次期は稼働監視端末自体のバックアップを行わなくなるため、今後のバックアップのため、必要な機能と考えます。
55	別紙4	4-5		(7) 3	【機能】スケジュールに従い、ポート毎に電力供給をコントロールし消費電力を低減する機能をサポートしていること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	スケジュールに従い、ポート毎に電力供給をコントロールし消費電力を低減する機能については必須な機能ではないと考えますが、消費電力を抑えるために、記載しております。この機能の他にも消費電力を抑えることが可能であれば必須ではございません。
56	別紙4	4-5		(7) 3	【機能】SDカードスロットを有すること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	採用	No.51で回答したとおり、可搬メディア(USBやSDカード)なども可とするため、それらに基づく要件であれば問題ないと考えます。当該記載を下記のとおり修正いたします。 ・USBポートやSDカードスロットを有すること

「情報系センタハードウェア構築及び保守業務」調達仕様書(案)に対するご意見または修正案について

No.	該当頁		該当する箇所の		調達仕様書(案)の記載内容 (概要でも構いません)	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	意見等の種類	採用可否	回答案
	該当物	ページ	章	項番						
57	別紙4	4-5		(7) 3	【機能】 コンソール端末などで再設定することなく、OS、ユーザアカウント、コンフィグのバックアップ/リストアをSDカード挿入、抜去のみで行う機能を有すること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。 必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	No.54で回答したとおり、コンフィグのバックアップ/リストアをSDカードの挿入、抜去のみで行う機能については、現行SDカードを用いた運用は実施していません(稼働監視端末でのバックアップを実施)が、次期は端末自体のバックアップを行わなくなるため、今後のバックアップのため、必要な機能と考えます。
58	別紙4	4-5		(7) 3	【機能】 メインメモリはECC機能を有すること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。 必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	必須となります。
59	別紙4	4-5		(8) 2	【インターフェース】 1000BASE-Xポート6ポート以上	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。 必須ではない場合、4ポート以上などの表現に変更いただくことは可能でしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	採用	運用上不足がでないようであれば問題ないと考えます。 当該記載を下記のとおり修正いたします。 ・1000BASE-Xポートを4ポート以上……
60	別紙4	4-5		(8) 3	【機能】 スケジュールに従い、ポート毎に電力供給をコントロールし消費電力を低減する機能をサポートしていること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。 必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	No.55で回答したとおり、スケジュールに従い、ポート毎に電力供給をコントロールし消費電力を低減する機能については必須な機能ではないと考えますが、消費電力を抑えるために、記載しております。 この機能の他にも消費電力を抑えることが可能であれば必須ではございません。
61	別紙4	4-5		(8) 3	【機能】 コンフィグのバックアップ/リストア/ログの保存するためのSDカードを用意すること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。 必須ではない場合、可搬メディア(USBやSDカード)などの表現に変更いただくことは可能でしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	採用	No.51で回答したとおり、可搬メディア(USBやSDカード)などでも問題ございません。 当該記載を下記のとおり修正いたします。 ・コンフィグのバックアップ/リストア/ログの保存するための可搬メディア(USBやSDカード)を用意すること
62	別紙4	4-5		(8) 3	【機能】 ファンレスであること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。 必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	設置場所が執務エリアのため、静音を目的としてファンレスであることが望ましいと考えます。
63	別紙4	4-5		(8) 3	【機能】 コンソール端末などで再設定することなく、OS、ユーザアカウント、コンフィグのバックアップ/リストアをUSBメモリの挿入、抜去のみで行う機能を有すること	左記の要件は運用上必須となりますでしょうか。 必須ではない場合、当該要件の削除を願いますでしょうか。	特定メーカーの製品の仕様に寄っているため。 提案の幅を広げていただきたいため。	ご意見等	不採用	No.54で回答したとおり、現在は稼働監視端末でのバックアップを実施していますが、次期は端末自体のバックアップを行わなくなるため、今後のバックアップのため、必要な機能と考えます。 USBメモリだけでなく可搬メディア(USBやSDカード)で対応可能とするため、当該記載を下記のとおり修正いたします。 ・コンソール端末などで再設定することなく、OS、ユーザアカウント、コンフィグのバックアップ/リストアを可搬メディア(USBやSDカード)の挿入、抜去のみで行う機能を有すること
64	別紙4	4-6		(9)	ファイアウォールログ管理装置	当該機器は仕様書本紙上は調達対象外の認識ですので、記載誤りのようでしたら削除を願います。	調達対象範囲を明確にするため。	ご意見等	採用	ご指摘のとおり記載誤りのため、当該記載を削除いたします。